

令和5年10月25日

令和5年10月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年10月25日(水)午後1時30分から午後2時40分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 (14人)

会長	1番	田幡	裕
委員	2番	久米	基敬
	3番	岩本	達也
	4番	阿部	義明
	5番	吉浦	武夫
	6番	山口	裕美
	7番	上田	敏雄
	8番	藤井	利夫
	9番	綱木	厚夫
	10番	桑内	千恵美
	11番	廣瀬	茂晴
	12番	上田	武志
	13番	近久	光雄
	14番	大西	佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第61号 非農地証明願について
- 報告第62号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第63号 農地法施行規則第29条第1号の規定、転用制限の例外による届出について

局長 ただいまより令和5年10月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 出席委員は、14名全員で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は8番藤井職務代理、9番綱木委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請等について事務局に議案の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については3件です。(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号195から197については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号195について、浦庄字下浦の担当であります5番吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

5番 議案第58号、受付番号195について、説明いたします。

農地法第3条による許可申請については、10月13日に阿部委員と私で、譲受人に会い、聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は浦庄字下浦〇〇〇番〇で、登記現況とも田、面積は1,333㎡、有償移転です。

譲渡人が申請地を耕作しなくなることで、譲受人が申請地付近で耕作していることから購入にいたったとのことです。

譲受人は〇〇〇〇㎡の農地で米やハウレン草などを栽培し、夫婦で年間200日ほど農業に従事しております。

農機具はトラクター〇台と軽トラック、田植機、コンバイン、乾燥機ほかを各〇台所有しております。

売買後は周囲に影響が無いように耕作することです。

以上により、許可相当と思われますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号195について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号195は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号196について、浦庄字上浦の申請であります。4番阿部委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に基づく議事参与の制限にかかる者であるため、5番吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

5 番 議案第58号、受付番号196について、説明いたします。

農地法第3条による許可申請については、10月13日に岩本委員と私で、譲受人に会い、聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は浦庄字上浦〇〇〇番〇で、登記現況とも田、面積は489㎡、有償移転です。

申請地は譲渡人が他の方に耕作を依頼しておりましたが、場所的な問題で耕作されなくなったところ、譲受人が申請地付近で耕作を有していることから購入にいたったとのことです。

譲受人は〇〇〇〇㎡ほど耕作し、年間200日ほど農業に従事しております。

農機具はトラクター等を保有しております。

売買後は周囲に影響が無いように耕作することです。

以上により、許可相当と思われますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

審議に入る前に、本申請において、阿部委員は農業委員会等に関する法律第31条第1項に基づく議事参与の制限により、当議案の審議開始から終了まで退席いたします。

(阿部委員退席)

議長 それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございますか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号196について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号196は原案のとおり決定いたしました。

議長 それでは阿部委員、入室してください。

(阿部委員入室、着席)

議長 続きまして、受付番号197について、高原字平島の担当であります6番山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6番 議案第58号、受付番号197について説明いたします。

10月17日に藤井職務代理、上田委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条所有権無償移転の件で譲渡人と譲受人の妻に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は高原字平島〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が畑、147㎡です。

申請地は、トラクターが旋回できないほど狭く、細長い形状であるため、毎回トラクターをバックに入れて耕耘作業を行い、耕作に苦勞していたそうです。

申請地の東側は50cmほど地上げされた資材置場です。

西側は譲受人の農地となっていることと、先ほど申し上げたように農地が狭く面積が小さいことから、譲受人に無償譲渡しようとする今回の申請にいたったそうです。

譲受人は、ジャガイモ、タマネギなどを作付けしており、許可後は申請地で同じ作物を作付けする予定とのことです。

自宅から申請地までは0.5 kmであり距離的に問題はありません。

農業従事要件については、譲受人が一人で耕作しておりますが、50年の農作業歴があり、年間250日、農業に従事することから要件を満たしていると思われま

す。
農機具については、トラクター〇台を所有しており、これまで耕作していた農地をあわせて、全ての農地を効率的に耕作できると見込まれます。

よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑があればしていただく。なければ次へ進む。)

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号197について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号197は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第59号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については1件申請がありました。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号198については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、受付番号198について、高原字平島の担当であります6番山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

6 番 議案第59号、受付番号198について説明いたします。
10月17日に田幡会長、藤井職務代理、上田委員、事務局長、片岡主幹と私の6名で申請地に出向き、農地法第4条農地転用の件で委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。
申請地は、高原字平島〇〇〇番〇及び〇〇〇番〇で登記地目が田、現況地目が雑

種地、合計で2,057㎡です。

申請者は、以前は〇〇〇市内に居住しておりましたが、営農のために農地を購入し、現在は〇〇〇市に住居を移しています。

現に所有する農地は、石井町に〇〇〇〇㎡の外、〇〇〇市でも所有しているとのこと。

また、耕作においては、申請者のほか、農作業者を雇用して行っているとのこと。

申請地は、近隣の所有農地を耕作するため、10数年前から盛土をして、農業資材置場や農機具置場、作業場として使用していたとのこと。

ところが、このことが違法であると石井町農業委員会事務局から指摘があり、違法状態を解消するために、今回申請したとのこと。

平島土地改良区の「転用地は区域内の施設に影響しない」との意見書が添付されております。

また、違法転用に対する始末書が添付されており、今後は農地法を遵守することが述べられております。

既に資材置場等として使用して10数年たっており、周囲の農地への影響はないとのことから許可せざるを得ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号198の申請地は、令和5年7月に農用地区域から除外されております。

第1種農地ではありますが、農業用施設の用地であるため、不許可の例外に該当します。

概要につきましては、ただいま山口委員が説明されたとおりです。

転用目的は、農業資材置場、農機具置場、作業場です。

申請人は、平島土地改良区内に広大な農地を所有しており、申請地を拠点として耕作しております。

既に、農業資材置場等として利用していたことから、始末書が提出されております。これからも現況のまま利用するとのこと。

造成については、既に施工済みで、30cmほどの高さで盛土され、周囲の土地にすりつけております。雨水は地下浸透です。

申請地は、北側を町道に接しており、ここから資材の運搬、農機具の出入りを行います。

隣接農地との境界付近には資材を置かず、また、作業なども行わないので、被害はないとのこと。

周囲との境界にコンクリート擁壁はありませんが、航空写真や現場の状況、造成後何年も経過して、地盤がある程度落ち着いていることから、境界や土砂等の流出について、現時点では特に問題はないと考えられます。

平島土地改良区の意見書が添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむを得ないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号198について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号198は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に議案第60号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については2件申請がありました。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号199及び200については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号199について、藍畑字高畑西の担当であります9番綱木委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

9番 議案第60号、農地法第5条許可申請、受付番号199について説明いたします。

10月19日に会長、職務代理、事務局2名、案内委員と私の6名で申請地に出向き、譲受人に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は、藍畑字高畑〇〇〇番〇、登記地目と現況地目が畑、1,051㎡です。

譲渡人が高齢により耕作ができなくなっているため、周囲に高い建物がなく太陽光発電に適している申請地を、土地の有効活用のため転用したいと申請にいたったとのことです。

申請地は整地のみを行い、太陽光発電設備を設置します。

申請地が属する水利組合や土地改良区はありません。

隣接地に影響が無いよう、周囲にフェンスを設置し、年4回ほど定期的に除草を行うとのことです。

雨水は地下浸透です。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上のことから許可やむを得ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号199の申請地は、昭和46年5月に農用地区域から除外された第2種農地です。概要につきましては、ただいま綱木委員が説明されたとおりです。

転用目的は太陽光発電設備で、譲渡人が高齢で耕作が困難となってきたことから、周囲に高い建築物等がなく太陽光発電に適した申請地を譲受人に贈与し、転用するものです。

造成は行わず、整地のみとなります。雨水は地下浸透です。

施設の周囲を高さ120cmのフェンスで囲い、入り口には表示標識を設置します。

北側町道から設備の搬入を行います。

申請地の東側は譲渡人の倉庫敷地、南側と西側は農地です。

申請地は、周囲の農地などよりやや低い状態のまま太陽光発電設備を設置すること、国土調査が完了した地域であることから境界や土砂の流出等の問題はないと考えられます。

設備の下に防草シートは敷きませんが、業者に委託して年3回から4回除草して管理するとのことです。

申請地が属する土地改良区や用水組合はないとのことです。

事業にかかる資金は、小川千枝氏が貸与します。預金残高証明書により十分な資金があることが確認できます。

売電に関しては、FITであり、再生可能エネルギー発電事業計画の認定と電力受給契約にかかる写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、特に問題はないと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(14番大西委員挙手)

14番 太陽光発電設備を設置後、申請地の南側の農地への進入に問題はありませんか。

事務局 申請地と西側の農地の間に里道があります。

これまで、ここを通っていたと思われま。

申請地の境界の内側でフェンスを設置しますので、農地転用後も通行条件は特に変わらないと見込まれます。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(4番阿部委員挙手)

4番 太陽光発電設備の設置に、南側農地の所有者の同意は必要ないのですか。

事務局 農地転用許可申請において、隣接地を所有、耕作する方の同意は求められておりません。

徳島県が求める申請書類がそろっていれば受付しております。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号199について、許可相当という意見を県知事に送付するというところに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号199は許可相当という意見を県知事にいたします。

議長 続きまして、受付番号200について、石井東の担当が私でありますので2番久米委員に現地調査の結果並びに説明を代読願います。

2 番 議案第60号、受付番号200について説明いたします。

10月16日に地区委員である久米委員と私で申請地に出向き、代理人立ち会いのもと、現地視察ならびに聞き取りを行いました。

申請地は2筆で、面積は472㎡と434㎡、登記地目、現況地目ともに田です。

譲渡人2名は、それぞれ仕事が多忙であったり、営農経験がなかったり、現在の状況では遊休農地になるおそれがあるため、土地の有効利用として譲受人に相談し、今回の太陽光発電設備設置にかかる農地法第5条許可申請にいたったとのことです。

転用計画は、除草後に整地し、境界線から50cm以上内側で、四方をフェンスで囲って外部からの侵入を防ぎます。

雨水は、地下浸透です。

また、防草シートを施工しますが、雑草等を完全に押さえることは困難であることから、年2回以上、状況に応じて除草作業を行うとのことでした。

なお、工事においては、譲渡人の宅地の一部を通路として利用することから土地使用貸借契約書が添付されております。工事期間中に他の農地への影響はないと思われま

す。申請書には、土地改良区の意見書も添付されております。

事業計画書には、万が一、周辺地域に影響が出た場合には、転用者が責任を持って解決することが明記されておりますことから、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号200の申請地は、令和5年7月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま田幡会長の説明を久米委員が代読されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置で、譲渡人自身の耕作が困難で、借り手もいなくなることから、農地を転用するものであります。

申請地は不陸整正後に防草シートを施工します。雨水は地下浸透です。

周囲は、東側が水路とそれを挟んだ里道、北側が水路、南側と西側が農地です。境界は擁壁で区切られております。

境界の内側に余裕を見てフェンスを設置することです。

設備の点検管理においては里道から進入します。

施工時は、公衆用道路から隣接する宅地を工事車両が通ります。このことについて、通路部分の土地使用貸借契約書の写しが添付されております。

除草については、年2回以上、適宜行うとのことです。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、万一影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処するとのことです。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

以西土地改良区の意見書も添付されております。

売電に関しては、非FITであり、グループ会社に売電します。グループ会社は、経済産業省の小売電気事業を営もうとする者に登録されています。

四国電力送配電株式会社との系統連絡に係る契約も締結されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、特に問題はないと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号200について、許可相当という意見を県知事に送付するというところに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号200は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第61号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については2件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号201及び202については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは受付番号201について、藍畑字高畑東の担当であります10番案内委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

10番 議案第61号、受付番号201、非農地証明願について、報告いたします。

10月19日に綱木委員と私の2名で申請地に出向き、受任者に対して、内容の聞き取り及び現地調査を行いました。

申請があった2筆の内、高畑〇〇〇番〇の住宅地には、申請者の子が現在居住しております。

昭和26年頃には、住宅が建築されていた記録が残っております。

また、高畑〇〇〇番〇の墓地には、昭和40年頃にお墓を建て、平成2年に同一敷地内で改葬したとのことでした。

墓地を囲うブロック塀は、昭和40年頃の当時のままであることを確認しました。

よって、農地法の適用を受けない旨の非農地証明の交付については、やむを得ないと考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号201の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま案内委員が説明されたとおりです。

申請地は、平成15年4月以前から住宅及び墓地の敷地として利用されており、平成15年4月6日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

申請地は、現在も住宅及び墓の敷地となっているため、農地への復元は著しく困難です。

申請地において、地元土地改良区等の組織がないことが誓約書で述べられております

農地の区分を含め、申請書類、添付書類を精査した結果、非農地証明書の交付に問題はないと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号201について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い

いたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号201は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 続きまして、受付番号202について、藍畑字高畑東の担当であります10番案内委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

10番 議案第61号、受付番号202、非農地証明願について、報告いたします。

10月19日に綱木委員と私の2名で申請地に出向き、受任者に対して、内容の聞き取り及び現地調査を行いました。

申請地は、高畑〇〇〇番〇で、申請者の自宅の北側に隣接しております。

昭和39年には宅地化しており、現在の状況になったのは、昭和50年頃に居宅及び工場が火災にあった際、申請地に居宅と工場を建て、仮住居等としたことによるとのことです。

その後、宅地に居宅等を再建しましたが、農地上の建物は残したまま使用しており、今回の申請にいたったとのことことです。

よって、農地法の適用を受けない旨の非農地証明の交付については、やむを得ないと考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号202の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま案内委員が説明されたとおりです。

申請地は、昭和39年以前から住宅等の敷地として利用されており、昭和39年5月31日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

その後、昭和50年頃、火災により建物が焼失したものの、再び建物を建て、現在も居宅等の敷地となっているため、農地への復元は著しく困難です。

申請地において、地元土地改良区等の組織がないことが誓約書で述べられております。

農地の区分を含め、申請書類、添付書類を精査した結果、非農地証明書の交付に問題はないと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問、意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。
受付番号202について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号202は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。
報告第62号、農地法第18条第6項の規定による通知については、1件受理しました。
報告第63号、農地法施行規則第29条第1号の規定、転用制限の例外による届出については、1件受理しました。
報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
それでは只今をもちまして、令和5年10月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思います。慎重審議ありがとうございました。